

## 令和3年度山形県中小企業パワーアップ補助金(オンライン化促進支援事業) Q & A

No.	質問	回答
1	常勤従業員はどう考えたらいいですか。	公募要領3頁に記載のとおり、常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。
2	個人事業主でサービス業をやっています。常勤従業員を10人雇用していますが、小規模事業者になりますか。	公募要領2頁に記載のとおり、「中小企業者」、「小規模事業者」の定義に該当する規模での申請となります。サービス業は5人以下のため、10人雇用している場合には中小企業者になります。
3	農業者は申請できますか。	公募要領3頁に記載のとおり、系統出荷による収入のみである場合には対象となりません。農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2次又は3次産業分野の事業である必要があります。
4	既に発注しているものは補助対象となりますか。	公募要領5頁に記載のとおり、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日（又は事前着手の承認を受けた日）以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります。 なお、事業計画認定（採択）後、速やかに補助事業を開始する必要がある事業者を対象に、補助金交付決定前であっても、事前着手の承認を受けた日以降に行った発注・契約・支出行為について、特例として補助対象とする事前着手申請制度があります。詳しくは、公募要領7頁をご確認ください。
5	事業用のデジタル機器を購入すれば、補助対象となりますか。	感染拡大防止及び事業継続対策として、テレワーク等の新・ビジネス様式への対応やデジタル化の推進による生産性の向上に資する設備投資等の取組みと認められない場合は、補助対象となりません。そのため、単にデジタル機器を購入するだけでは補助対象となりません。

6	新たな生産管理システムの構築で申請を検討しています。納期が令和4年3月になりそうなのですが、申請できますか。	公募要領5頁に記載のとおり、事業実施期間内の令和4年2月28日までに納品・検収、支払を完了する必要があります。採択になっても、これまでに完了していない場合には補助対象外となります。
7	会社ホームページの作成・修正で申請できますか。	作成するホームページにソフトウェアに該当するものが含まれ、無形固定資産として計上するもの（インターネット販売、モバイルオーダーやオンライン予約等を含むホームページやシステム構築等）は補助対象となりますので、「機械装置・システム構築費」で申請してください。なお、企業紹介や広告宣伝、動画掲載のためのホームページの作成・修正は補助対象外となります。
8	パソコンやタブレット端末の購入だけで申請できますか。	公募要領4頁に記載のとおり、「機械装置・システム構築費」に該当する取組みが必須となります。そのため、パソコンやタブレット端末の購入のみによる申請はできません。
9	パソコンの購入にあたって、単価15万円（税抜き）の場合は10万円（税抜き）まで補助対象となりますか。	<p>単価10万円未満（税抜き）のパソコンでない場合、全額補助対象となりません。</p> <p>本体、ディスプレイ、キーボード、マウスに分かれているデスクトップ型パソコンの場合は、本体と本体以外（ディスプレイ、キーボード、マウス）を切り離して積算して、それぞれ単価10万円未満（税抜き）であれば補助対象となります。ただし、それぞれの内訳が出せない場合は、総額で10万円未満（税抜き）である必要があります。</p> <p>また、汎用性のある一般事務用ソフトウェア（WordやExcelなどのオフィスソフト等）が予めインストールされたパソコンの場合は、合計して単価10万円未満（税抜き）のものであれば補助対象となります。</p>
10	「機械装置・システム構築費」で、機械・装置の運搬費や設置費は補助対象となりますか。	機械・装置の据付けに要する経費は対象となりますので、運搬費や設置費は対象となります。「据付け」とは、本事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。なお、設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。

11	Web会議システムの導入を検討しています。本社が山形市で、営業所が酒田市、宮城県、東京都にあります。この場合、補助対象になりますか。	<p>公募要領2頁に記載のとおり、山形県内の事業所において実施する取組みのみが対象となります。そのため、山形市と酒田市に設置するものは対象となりますが、宮城県、東京都に設置するものは補助対象外となります。</p> <p>また、山形県外に本社等を有する事業者も申請できますが、山形県内の事業所に設置するもののみが補助対象となります。</p>
12	クラウド型の業務用システム（会計ソフト）の導入と設定作業、その業務に必須となるパソコンの購入と設定作業を税理士に依頼したいと考えています。経費として、クラウド型の業務ソフトウェアの「月額使用料」と「初期設定費」、パソコンの「購入費」と「設置・設定費」、税理士への「委託費」がかかりそうですが、申請する場合どうしたらいいですか。	<p>サブスクリプション型（一定期間利用料を支払うことでサービスを利用）やクラウドサービス利用型（ネットワーク経由でサービスを利用）の業務ソフトウェアの使用料（年払・月払のもの）は補助対象外となります。</p> <p>今回のケースですと、クラウド型の業務ソフトウェアの「月額使用料」は補助対象外となり、「初期設定費」は「機械装置・システム構築費」で申請することができます。また、パソコンの「購入費」は「機器等購入費」で、「設置・設定費」は「機械装置・システム構築費」で申請することができます。さらに、税理士への「委託費」は「委託・外注費」で申請することができます。</p>
13	中古の製品は補助対象となりますか。	中古の製品を購入する経費は、金額や数量等を問わず補助対象となりません。
14	応募方法は、郵送で当日消印有効ですか。	公募要領5頁に記載のとおり、郵送による受付とし、令和3年10月29日（金）午後5時必着となります。当日消印有効ではありません。
15	申請書類に押印は必要ですか。	押印は不要です。
16	申請の際に添付する見積書は「システム導入一式」「機器整備一式」など記載内容でもいいですか。	複数の経費の一式などまとめて記載された見積書では、補助対象経費を把握することが困難であることから、内訳が分かる明細書を必ず提出してください。例えば、機器等購入の場合、型番や仕様等がわかるものを添付していただく必要があります。
17	事業計画認定（採択）になった場合、申請金額どおり認められたと思っていいですか。	「採択結果」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき

		「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
18	同一のテーマ・事業計画で、他の補助金に申請できますか。	本事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。他の補助金にも申請し、採択となった場合、補助金は1つしか受けることができませんので、よく考慮して申請をお願いします。なお、全く異なるテーマ・事業計画であれば、本事業に申請することができます。ただし、令和3年度山形県中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）に採択されている場合は、全く異なるテーマ・事業計画であっても本事業に応募することはできません。
19	補助対象経費に振込手数料や代引手数料は含めていいですか。	振込手数料や代引手数料は補助対象外となります。（補助対象経費には含めません。）
20	補助対象経費に消費税額を含めていいですか。	消費税は補助対象外となります。（補助対象経費には含めません。）
21	同一の事業計画でものづくり補助金に採択されていますが、本事業にも応募することは可能ですか。	同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。
22	中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）に採択されている場合、応募することは可能ですか。	中小企業パワーアップ補助金（経営強靱化支援事業）（以下「経営強靱化支援事業」という。）に採択されている場合、本事業に応募することはできません。ただし、採択されている経営強靱化支援事業を辞退し、本事業に応募することは可能となります。その場合には、辞退届を10月29日までに事務局に提出していただくこととなります。 なお、経営強靱化支援事業に採択されているからといって、本事業にも必ず採択されるとは限りません。経営強靱化支援事業の辞退を検討されている場合は、事前に事務局までご相談ください。
23	他の補助金を利用してホームページを作成しました。今回この補助金でインターネット販売、モバイルオーダーやオンライン予約等を含むホー	他の補助金を利用して構築したホームページやシステムの改修は、そのホームページやシステムの規程に抵触する可能性があるため、本事業に

	ムページに改修したいのですが対象とできますか	応募することはできません。
24	プリンターは購入できますか	3D プリンターや業務用の専用プリンターは対象となります。しかし前記以外のプリンターは汎用性があり、目的外使用になりうるものに当たるため対象外となります。
25	緊急事態宣言が再び発令された際にテレワークを検討しています。 テレワーク環境を整えるため予備パソコンなどの機器導入は対象となりますか	常時使用する機器等の導入が対象となりますので、常日頃からテレワークを行う事業計画に対しての支援となります。備えるための事業計画では対象外となります。